

## 岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見件数及び対応状況

## 1 意見件数

受付方法	意見提出人数（人・機関）				意見件数（件）			
	県民	市町村	防災関係機関	計	県民	市町村	防災関係機関	計
郵便（持参を含む）				0				0
ファクシミリ	1	1		2	2	2		4
電子メール	1	3	6	10	9	5	12	26
会議等				0				0
計	2	4	6	12	11	7	12	30

## 2 決定への反映状況

区分	内容	意見件数（件）			
		県民	市町村	防災関係機関	計
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、素案を修正したもの			6	6
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、素案を修正したもの				0
C（趣旨同一）	意見と素案の趣旨が同一であると考えられるもの	8	1	1	10
D（参考）	素案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	3	4	2	9
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの		2	1	3
F（その他）	その他のもの（素案の内容に関する質問等）			2	2
	計	11	7	12	30

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	原子力災害対策編	第1章 総則	第5節 災害の想定	第1 災害の想定 1 原子力事業所内	市町村	平成23年3月に発生した東北電力(株)福島第一原子力発電所の事故は、未だに隣接県のみならず本県等広範囲に大きな影響を及ぼしている。 当該計画において原子力事業者の範囲を「隣接県に原子力事業所を設置する者」(東北電力(株)と日本原燃(株))としているが、北海道電力(株)などの事故等に備える記載も必要ではないか。	原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域(原子力事業所から半径30kmの範囲)を考慮し、住民避難などの防災対策を講じるべき範囲としては、隣接県を一つの範囲とすることが適当と考えたものです。 なお、想定災害としてはいないものの、隣接県以外の原子力事業所において、原子力災害が発生し、本県においても住民避難等の防災対策が必要となる場合には、原子力災害対策編の内容に沿って、防災対策を講じていく考えであり、御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)
2	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第1節 防災知識普及計画	第2 防災知識の普及 2 職員に対する防災教育	県民	県、市町村の職員だけでなく、警察・消防・医療機関関係者などに対しても緊急時の対応について学習する機会を設けることが必要だと思います。	警察、消防などの防災関係機関においても、職員に対する防災教育を実施することとしています。	C(趣旨同一)
3	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第1節 防災知識普及計画	第2 防災知識の普及 3 住民等に対する防災知識の普及	市町村	二つ目の○の「カ 平常時における心得(①～⑤)」を削除(原子力災害において、本県は原発立地県と異なり、万が一避難することとなっても、時間的余裕は十分にあると思われる)	災害時において、適切な避難行動をとるためには、平常時からの備えが重要と考えています。このため、原子力災害編においても、適切な避難行動を促すための心得を住民等に普及していくことが必要と考えます。	E(対応困難)
4	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画		県民	これから原子力事業者との安全協定等の締結に向けた連絡体制を整備していくとあるが、この協定の内容が、本当に災害時に機能するものであって欲しいと思う。福島第一原発事故から学ぶことがたくさんある。一刻一刻と状況が変わる災害現場から、早くて正確な情報を得られるかどうか、情報を隠すような事態が起きないか心配。なるべく早く、安全協定が締結されるようお願いする。	原子力災害発生時等においては、県等の災害対策が迅速かつ適切に実施することができるよう、原子力事業者から必要な情報が適時に提供されることが重要と考えており、原子力災害対策編作成とあわせ、原子力事業者と協定を締結していくこととしています。 また、県が収集した情報については、県民に対し、適時に提供することとしています。	C(趣旨同一)

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況															
5	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第3節 情報の収集・伝達連絡及び通信確保計画	第2 通報連絡体制の整備	県民	「原子力事業者との連絡が迅速かつ確実に行うことができるよう、協定等の締結により、あらかじめ通報連絡体制を整備する」ことが緊急時において何より必要なことだと考えます。可能な限り早く安全協定が締結されることを望みます。	原子力災害発生時等においては、県等の災害対策が迅速かつ適切に実施することができるよう、原子力事業者から必要な情報が適時に提供されることが重要と考えており、原子力災害対策編作成とあわせ、原子力事業者と協定を締結していくこととしています。 また、県が収集した情報については、県民に対し、適時に提供することとしています。	C(趣旨同一)															
6	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第5節 避難対策計画	第1 基本方針	県民	基本方針の1行目「市町村は、原子力災害から住民のいのち、財産を守り、防護対策を確実に実施するため、原子力事業所からの距離、地形条件を考慮した放射能拡散シミュレーション、気象条件、事故の規模などを踏まえ、必要に応じ、避難計画を作成し、住民への周知徹底を図る。」が必要だと思います。	市町村が作成する避難計画については、原子力災害対策指針の内容や、国が行ったシミュレーション等を十分に踏まえ、県としても、必要な支援をしながら、作成していくこととしています。 また、作成した避難計画は、住民に周知徹底を図ることとしています。	C(趣旨同一)															
7	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第5節 避難対策計画	第1 基本方針	県民	学校・幼稚園・保育園における避難計画は、施設の管理者任せではなく自治体の責任において作成し、当該施設従事者への学習機会を設けることを望みます。	学校等の避難計画については、市町村の避難計画が作成された段階で、学校等の避難計画の作成を進めていく考えであり、管理者や設置者に任せることなく、県・市町村が適切に支援しながら、学校等の避難計画の作成や職員等への周知徹底を進めていきます。	C(趣旨同一)															
8	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 医療・保健計画	第2 医療・保健活動体制の整備 2 クリニク等実施体制の整備	防災関係機関	[県本部の担当]表を次のとおり修正。 <table border="1" data-bbox="766 997 1267 1241"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> <td>広域振興局</td> <td>1□スクリーニング等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等</td> </tr> <tr> <td>健康国保課</td> <td>保健福祉環境部</td> <td>2□健康相談、健康管理指導体制の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障がい保健福祉課</td> <td></td> <td>こころのケア体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当業務	保健福祉部	医療推進課	広域振興局	1□スクリーニング等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等	健康国保課	保健福祉環境部	2□健康相談、健康管理指導体制の整備		障がい保健福祉課		こころのケア体制の整備	御意見のとおり修正しました。	A(全部反映)
部	課等	出先機関	担当業務																				
保健福祉部	医療推進課	広域振興局	1□スクリーニング等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等																				
	健康国保課	保健福祉環境部	2□健康相談、健康管理指導体制の整備																				
	障がい保健福祉課		こころのケア体制の整備																				

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
9	原子力災害対策編	第2章 災害予防計画	第6節 医療・保健計画	第2 医療・保健活動体制の整備 2 スクリーニング等実施体制の整備	市町村	スクリーニングに関する記述を次のとおり修正(市町村は、県が実施するスクリーニングを支援する立場であるとの考えから、市町村自ら施設の確保に努めるのではなく、可能な支援を行うべきもの)  ○市町村は県内外等からの避難者等に対するスクリーニング及び体表面汚染の除染の実施が可能な避難所その他の施設の確保等、可能な支援を行う。	スクリーニング等の実施に当たっては、県と市町村等の防災関係機関の相互協力が不可欠と考えています。スクリーニング等の実施場所の確保については、避難者等の避難誘導や避難場所の確保と密接に関連していることから、市町村が行うこととしたものです。 なお、実施場所等の確保等に当たっては、県も連携・支援していく考えであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)
10	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制計画	第2 県の活動体制 2 災害対策本部	県民	(1)設置基準において、「原子力災害の発生による影響が本県に及ぶ場合、または及ぶおそれがある場合」というのはどこの誰が、どんな基準で、判断するのか、明示するよう求めます。	災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害の発生状況等を踏まえ、知事が判断し、設置するものです。 御意見にある影響度合いの判断基準については、原子力災害発生時の気象条件等により異なるものと考えられ、現段階では、一律に規定することは困難と考えていますが、御意見の趣旨等も踏まえ、原子力規制委員会における議論や他県が作成する原子力災害対策編なども参考に、今後の不断の見直しを進める中で、具体的な基準を盛り込むことが可能かどうか、検討を重ねていきたいと考えています。	D(参考)
11	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制計画	第2 県の活動体制 1 災害警戒本部	防災関係機関	(3)分掌事務のイ、ウの気象予報・警報の受領等の記述は不要ではないか。	原子力災害発生時においては、放射性物質の拡散等に、風向、降雨等の気象条件も密接に関連することから、気象予報等の受領・伝達等を分掌事務に加えているものです。	E(対応困難)
12	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第1節 活動体制計画	第2 県の活動体制 2 災害対策本部	防災関係機関	2 災害対策本部 (1) 設置基準 広域支部、地方支部の区分について、新しい県南広域振興局体制を考慮願いたい。	県の組織改編等にあわせ、県災害対策本部規程の見直しを進めています。	F(その他)

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
13	原子力災害対策編	第3章 災害応急 対策計画	第2節 特定事象 発生情報 等の伝達 計画	第3 実施要 領 1 伝達 系統及 び3県 の措置	防災関係機 関	「特定事象発生情報等伝達統計図」における「岩手県知事(総合防災室)から広域振興局への伝達系統」と、「3県の措置」における総合防災室からの通知先である「(1)県本部各部長及び地方支部長」との整合を図る必要。	御意見のとおり修正しました。 「特定事象発生情報等伝達統計図」における岩手県知事(総合防災室)からの伝達先を「広域振興局等」に、「3県の措置」における総合防災室からの通知先を「(1)県本部各部長並びに広域支部長及び地方支部長」に修正。	A(全部反 映)
14	原子力災害対策編	第3章 災害応急 対策計画	第4節 住民等へ の情報提 供・広報 広聴計画	第3 広報広 聴 1 実 施機関	防災関係機 関	第2実施機関(責任者)の市町村本部長の広報広聴活動の内容中、「5 医療所・救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反 映)
15	原子力災害対策編	第3章 災害応急 対策計画	第4節 住民等へ の情報提 供・広報 広聴計画	第3 広報広 聴 1 実 施機関	防災関係機 関	第2実施機関(責任者)の県本部長の広報広聴活動の内容中、「4 医療所・救護所の開設状況」の医療所を削除。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反 映)
16	原子力災害対策編	第3章 災害応急 対策計画	第4節 住民等へ の情報提 供・広報 広聴計画	第3 広報広 聴 1 実 施機関	防災関係機 関	東日本電信電話(株)岩手支店が含まれる実施機関欄の広聴広報活動の内容欄中、「1 通信の途絶の状況」を「1 通信の疎通の状況」に修正する。	御意見のとおり修正しました。	A(全部反 映)
17	原子力災害対策編	第3章 災害応急 対策計画	第4節 住民等へ の情報提 供・広報 広聴計画	第3 広報広 聴 1 実 施機関	防災関係機 関	【県本部の担当】に記載する「環境生活部」「環境生活企画室」の地方支部班が「総務班」となっているが「保健環境班」が適切ではないか。	避難者等の生活相談等に関する業務については、地方支部総務班において対応することとしています。 (本編においても同様に規定)	F(その他)

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
18	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第5節 緊急時モニタリング計画	第2実施要領 1 環境のモニタリング	防災関係機関	井戸水、飲用沢水の放射性物質濃度測定を追加されたい。 第5節緊急時モニタリング計画 第2実施要領 1 環境モニタリング二つ目の○で放射性物質濃度のモニタリング項目として、□の中でア降下物、イ水道水が示されているが、ウ井戸水、エ飲用沢水を加えていただきたい。	井戸水等のモニタリングの実施については、国や県が行う緊急時モニタリングの結果等を踏まえながら、市町村とも協議したうえで、実施について検討・判断していく考えであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)
19	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第6節 避難・影響回避計画		防災関係機関	広域避難となる場合の住民の緊急輸送手段は一市町村で対応できるとは考えにくく、県として岩手県バス協会等との協定を結んでいただければ多量の避難者対応が可能となるのではないのでしょうか。	災害時における住民等の輸送手段の確保については、既に県バス協会等と協定を締結しているところであり、原子力災害発生時においても、この協定等に基づき、対応していくこととしています。	C(趣旨同一)
20	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第6節 避難・影響回避計画		防災関係機関	原子力災害に対する防護処置として、安定ヨウ素剤の備蓄等について設ける必要があるのではないのでしょうか。	本県の原子力災害に係る住民等の防護対策については、原子力規制委員会における検討状況や県防災会議専門委員の助言等も踏まえ、現段階では、避難対策を中心とすることが適切と考えています。 なお、原子力災害対策編については、最新の知見等を踏まえながら、不断の見直しを進めていくこととしており、安定ヨウ素剤の備蓄等についても、原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、必要に応じ、見直しを図っていく考えであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)
21	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第6節 避難・影響回避計画		県民	「安定ヨウ素剤」の配備と服用を想定した対策を追加すべきと考えます。	本県の原子力災害に係る住民等の防護対策については、原子力規制委員会における検討状況や県防災会議専門委員の助言等も踏まえ、現段階では、避難対策を中心とすることが適切と考えています。 なお、原子力災害対策編については、最新の知見等を踏まえながら、不断の見直しを進めていくこととしており、安定ヨウ素剤の備蓄等についても、原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、必要に応じ、見直しを図っていく考えであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
22	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第6節 避難・影響回避計画	第1 基本方針	県民	避難誘導に関しては県内の避難所のみを想定しているように読み取れますが、福島事故の教訓をふまえて県外への集団避難を想定する必要もあると考えます。また、例えば積雪の場合や、避難住民が増大した場合の車両などの確保、放射能が来ない方向への誘導、道路渋滞の緩和など、具体的な計画の作成を望みます。	避難誘導等については、本編第3章第15節に規定する避難・救出計画を準用し、対応していくこととしています。また、県外への避難についても、本編第3章第15節に規定する「広域一時滞在」の規定を準用することとしています。	C(趣旨同一)
23	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第6節 避難・影響回避計画	第3 実施要領 7 避難所以外の在宅避難者に対する支援	市町村	「7 避難所以外の在宅避難者に対する支援」を削除(原子力災害では在宅避難者が発生するとは考えにくいため)	原子力災害発生時においては、放射性物質の影響を回避する方法として「屋内退避」も有効とされていることから、本県においても避難対策の一つに屋内退避を位置付けています。このため、自宅等の屋内に退避している住民等への対応が必要なことから、在宅避難者に対する支援の規定は必要と考えています。	E(対応困難)
24	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第7節 医療・保健計画	第2 スクリーニング及び除染	市町村	スクリーニングに関する記述を次のとおり修正(市町村は、県が実施するスクリーニングを支援する立場であるとの考えから、市町村自ら施設の確保に努めるのではなく、可能な支援を行うべきもの)  ○市町村本部長は、県の要請に応じて身体のスクリーニング及び体表面汚染の除染を実施する施設を確保する等、可能な支援を行う。この場合、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体のスクリーニング及び体表面汚染は、当該施設において実施する。	スクリーニング等の実施に当たっては、県と市町村等の防災関係機関の相互協力が不可欠と考えています。スクリーニング等の実施場所の確保については、避難者等の避難誘導や避難場所の確保と密接に関連していることから、市町村が行うこととしたものです。 なお、実施場所等の確保等に当たっては、県も連携・支援していく考えであり、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。	D(参考)

岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分(編)	中区分(章)	小区分(節)	細目	意見提出者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
25	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第5節 緊急時モニタリング計画	第2節 農林水産物等のモニタリング	市町村	<p>モニタリングに関する記述を次のとおり修正(単に設置主体に義務を課すのではなく、設置主体からの依頼によって県が協力する等により、適正に実施されることが必要)。</p> <p>○県は、・・・</p> <p>ただし、カに掲げる給食食材にあたっては、原則として給食を提供する学校等の設置主体(県、市町村等)がモニタリングを実施するものとし、実施にあたっては、モニタリングに必要な資機材の使用等について、県が協力する。</p>	<p>流通食材のモニタリングについては、県が実施するものですが、給食食材のモニタリングについては、給食を提供する設置主体が直接農家等から仕入れる農産物等に限り、設置主体が行うこととしたものです。</p> <p>なお、設置主体が行ったモニタリングにおいて、国が定める指標等を超過したものがあった場合には、超過したものの特定等のために、県がさらに検査等を実施することも考えており、御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>	D(参考)
26	原子力災害対策編	第3章 災害応急対策計画	第7節 医療・保健計画	第4節 健康管理活動の実施	防災関係機関	<p>第4 健康管理活動の実施の参照先を次のとおり修正。</p> <p>【本編・第3章・第16節・第7(2) 参照】</p>	御意見のとおり修正しました。	A(全部反映)
27	原子力災害対策編	第4章 災害復旧計画	第3節 健康確保計画	第3節 県民の健康確保に関する調査その他の対策の実施	県民	<p>県民の健康を守るためには「調査」だけでなく、県内の医療機関で健康診断ができる体制を整備する必要がありますと考えます。今回の福島事故では県南の一部地域がホットスポットとなりました。特にヨウ素は半減期が短いため、被ばく量は後から推定するしかありませんでした。いろいろなデータを集め精査したところ、ヨウ素は20,6京ベクレル拡散したと推定され、岩手全県下に拡散した模様です。にも拘らず、住民の健康診断は行われていません。子供たちの内部被曝調査や甲状腺検診をしようと思っても受け入れる医療機関がほとんどない状況にあります。被ばくをしない避難ができることが理想ですが、避難完了後に直ちに被ばく量を測定したり、推計するための方策を防災計画に盛り込んでおくべきです。甲状腺検査、尿検査やホールボディカウンターによる検査、行動記録の作成などです。早急に県主導で医療機関との連携を図り、県民の健康を守る体制づくりを望みます。</p>	<p>原子力災害発生時においては、スクリーニング等を実施するとともに、緊急被ばく医療等が必要とされる場合にあっては、(独)放射線医学総合研究所等の医療関係者等で構成される緊急被ばく医療派遣チームの協力により、医療を提供していく考えです。また、モニタリングの実施結果等を踏まえ、県民等の健康確保に関し、必要な調査や対策も実施することとしています。</p> <p>現段階では、県主導により県内の医療機関にホールボディカウンター等を備えていく考えはありませんが、御意見も踏まえながら、原子力規制委員会における議論なども参考に、本県における緊急被ばく医療体制のあり方等について、必要な検討を重ねていきたいと考えています。</p>	D(参考)
28	原子力災害対策編	第4章 災害復旧計画	第4節 風評被害防止計画	第2節 広報活動等	市町村	<p>第2章第4節に定めるモニタリング結果の公表も加えてはどうか。</p>	<p>広報活動の実施にあたっては、緊急時モニタリングの測定結果等の情報を提供していくこととしています。</p>	C(趣旨同一)



岩手県地域防災計画「原子力災害対策編素案」に係るパブリック・コメント意見検討結果一覧表

番号	大区分 (編)	中区分 (章)	小区分 (節)	細目	意見提出 者区分	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
29	原子力災害対策編	第5章 事業所外 運搬事故 対策計画	第1節 情報連絡 体制等整 備計画		県民	<p>2009年11月5日に、東北自動車道の上り線西根インターチェンジ付近で、核燃料低レベル濃縮廃液を積んだワゴン車にライトバンが追突した事故があった。幸いなことにけが人はなく、放射能漏れも確認されなかったようだが、廃液は青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場でサンプルとして採取されたもので、微量のウランを含む400cc入りの容器が2本積まれていたという記事を読んで、初めて日常的に身近なところで核物質が運搬されていることに気付いた。</p> <p>岩手県の真ん中を通る東北自動車道での事故では、対応が岩手県の警察や消防になる。様々な事故を想定した訓練や、そのために必要な防護服等の装備が必要だと思う。原子力事業所との安全協定締結とともに、早急な準備をお願いする。</p>	消防・警察においては、事業所外運搬事故を想定した必要な資機材を装備しています。県としても、関係機関において、必要な資機材の装備や訓練が適切に行われるよう、原子力災害対策編の作成に併せ、働きかけを行っていきます。	C(趣旨同一)
30	原子力災害対策編	第5章 事業所外 運搬事故 対策計画	第1節 情報連絡 体制等整 備計画		県民	<p>「事業所外運搬事故対策」は本県にとって非常に重要な項目であると考えます。ひんぱんに東北自動車道を核燃料や核廃棄物を運搬する車両が走っていると思われませんが、この事を県民は知らされていません。事故の際に現場で対処するのは当該県の警察や消防であることから関係者の教育・訓練は重要であり、また防護資材の整備などの対策は不可欠であると考えます。</p>	消防・警察においては、事業所外運搬事故を想定した必要な資機材を装備しています。県としても、関係機関において、必要な資機材の装備や訓練が適切に行われるよう、原子力災害対策編の作成に併せ、働きかけを行っていきます。	C(趣旨同一)